



高松市告示第539号

令和8年度後期高齢者医療保険料督促状について、別紙の者については、住所等が不明のため送達が不能となったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年10月1日

高松市長 大西 秀人

公 示 送 達 書

1 / 2 頁

公示日：令和8年10月1日

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は下記に保管されておりますので、該当者は来所のうえ交付の請求をしてください。

※高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する。

高松市長

大西 秀人

記

令和8年度 (令和8年度分)	後期高齢者医療保険料	督促状
氏 名	発行年月日	期別
塩田 五郎	令和8年9月18日	第2期
三城 節子	令和8年9月18日	第2期
西田 公子	令和8年9月18日	第1期
山本 初乃	令和8年9月18日	第2期
平山 陸	令和8年9月18日	第2期
白石 健二	令和8年9月18日	第2期
那須 寛爾	令和8年9月18日	第2期
水口 進	令和8年9月18日	第2期
亀田 優	令和8年9月18日	第2期

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 高松市役所 国保・高齢者医療課

作成日：令和8年9月30日

